## 消費税率等改正に伴う各種手数料の改定について

愛知県中央信用組合は、平成26年4月1日からの消費税率および印紙税法の一部改 正に伴いまして、各種手数料を改定させていただきますので、ご理解いただきますよう お願い申し上げます。

記

1. 改定日

平成26年4月1日(火)

- 2. 手数料改定の背景・概要
  - (1) 消費税率の引き上げ

消費税率が5%から8%に引上げられることに伴いまして、当組合の各種手数料につきましても、改定させていただくことになりました。

(2) 印紙税法の一部改正

印紙税法の一部改正により、「金銭または有価証券の受取書」の印紙税の非課税範囲が3万円未満から5万円未満に拡大されることに伴いまして、3万円を境に区分している手数料体系を5万円区分に変更させていただきます。

3. 改定後の手数料について

「各種手数料一覧」 (PDF) をご覧ください。

4. お願い

平成26年4月1日以降も、パンフレット等で5%の消費税率のものが配布される場合もあるかと存じますが、その際は8%に読み替えていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

5. お問い合わせ

ご不明な点等がございましたら、お近くの営業店窓口までお問い合わせください。

以上